

平成 20 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 オックスホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 大脇 高志
本 社 所 在 地 東京都中央区明石町 8 番 1 号 聖路加タワー11F
証 券 コー ド 2350 (大証 ヘラクレス・S)
問 合 せ 先 管 理 部 長 中 部 裕 司
(TEL 03-3547-8009)

**当社株式の監理銘柄(審査中)指定の解除、特設注意市場銘柄の指定
ならびに改善報告書の提出請求に関するお知らせ**

当社株式は、株式会社大阪証券取引所より、平成 20 年 3 月 28 日付で監理銘柄（審査中）に指定されておりましたが、平成 20 年 6 月 16 日に同社から、平成 20 年 6 月 17 日付で当該指定を解除する旨の発表がありました。また、新たに平成 20 年 6 月 17 日付で当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の発表、ならびに改善報告書の提出を求められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（審査中）指定の解除

当社の株式は、株式会社大阪証券取引所の定める監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号の 2 a (q)（上場会社がニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例（以下「ヘラクレス特例」といいます。）第 17 条第 1 項第 11 号（上場契約違反等）に該当するおそれがあると当社が認める場合）に該当のため、監理銘柄(審査中)に指定されておりましたが、同社より、審査の結果、同号に該当しないと判断されたため、平成 20 年 6 月 17 日付で監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨の発表がありました。

2. 特設注意市場銘柄への指定

上記 1 のとおり、監理銘柄（審査中）の指定は解除されたものの、株式会社大阪証券取引所において内部管理体制についての改善の必要性が高いとされたため、ヘラクレス特例第 17 条の 3 第 1 項に基づき、当社株式を特設注意市場銘柄に指定されたものであります。

3. 改善報告書

当社は、平成 20 年 3 月 28 日に「改善報告書」、「第三者割当による新株式発行および自己株式処分中止の理由」の訂正を開示しましたが、このことについて、株式会社大阪証券取引所より、当社が会社情報の適時開示等を適正に行なわず、開示体制において改善の必要性が高いと認められ、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 23 条第 1 項に基づき、その経緯および改善措置を記載した報告書の提出を求められました。

株主の皆様をはじめ、お取引先や金融機関の方々ならびに市場関係者の皆様方に、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、ここに改めて深くお詫び申しあげる次第でございます。

当社といたしましては、今後とも、内部管理体制の整備に努め、更なる企業価値の向上に向け、役職員一丸となって邁進する所存であります。

引き続き、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上